

平成27年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第4号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成27年9月8日（火）

午前10時 開 議

【開 会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第40号～議案第44号・同意第2号～同意第3号上程、説明】

日程第2 議案第40号 平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・・・ |

日程第3 議案第41号 平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ||

日程第4 議案第42号 平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算
（第1号）・・ 13

日程第5 議案第43号 個人情報保護条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 16

日程第6 議案第44号 手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 21

日程第7 同意第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることに
ついて・・ 24

日程第8 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を
求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

平成27年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第4号）輝くふるさと常任委員会

9月定例会議 議事日程告示年月日	平成27年8月27日（木）			
定例会議再開年月日	平成27年9月4日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成27年9月8日（火） 開議10時00分 閉会11時42分			
委員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅 遅早 早 席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	山崎 邦 廣	○	小谷地 喜代治	○
	大平 守	○	山岸 はる美	○
	柴田 勇 雄	○	辰柳 敬 一	○
	鈴木 満	○	高宮 一 明	○
	姉帯 春 治	○	中崎 和 久	—
会議録署名委員	柴田 勇 雄		高宮 一 明	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重 男	健康福祉課長	深澤口 和 則
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長		建設水道課長	冬 村 一 彦
	農業委員会長		教育委員会事務局教育次長	檜 木 幸 夫
	代表監査委員		病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
住民会計課長	村 中 英 治			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び高宮一明委員を指名します。

それでは、ただいまから、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で、質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第40号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

辰柳委員。

辰柳敬一委員

12ページの林業総務費について、お伺いをいたします。

今回、補助金28,500,000円、木材加工施設等整備事業ということで予算計上されております。この内容について、まず、お伺いをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (中村輝実君)

ただいまのご質問について、お答えいたします。

この予算の概要につきましては、まず、木の皮をバークにする機械を公社の方に入れようとする事業でございます。目的としましては、ただいままで葛巻林業の方で、バークの方を町内で生産しまして、それらを町内の畜産農家の方が利用してきたところでございますけれども、5月の葛巻林業の経営中止によりまして、それが困難となりましたものですから、その代替の供給を行うこととしまして、公社の方で、それを行っていただくことで、その機械の方を導入しようということで、この予算の方を計上させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

辰柳委員。

辰柳敬一委員

ただいま、供給していただいていた工場が閉鎖というようなことで、今回、新たにということであります。

畜産公社には材料となる皮等はないわけですが、その辺の見通し等について、十分供給していただける可能性等について、いかがなものなのか。

それから、木材での発電施設等が今後いろいろなところで事業が始まってまいります。そういったことで、木材の皮等もいろいろ競合が出てくるのではないかというように思うのですが、その辺についても心配がないのか、その見通しについてお伺いします。

それから、今回、畜産公社でこのような機械を入れるということですが、その施設と申しますか、新たに場所をつくるのか、あるいは、現在ある畜産公社の中の施設内でできるのか、その辺についてもお伺いしたい。

それから、供給を始めたときに町内の一般農家で、もし売ってといただきますか、販売、そういったことまでも予定しているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問について、お答えさせていただきます。

まず、1点目と2点目は、おそらく共通することかと思えます。原料の調達見込みにつきましてですけれども、今まで葛巻林業の方でバークの処理をされていた木の皮でございしますが、こちらの方につきましては、今ほかのところに処理をいただいているような状況でございます。ですので、それらの方が、公社の方に調達ができるという見通しが立っているというようにお聞きしているところでございます。ですので、発電の関係で、バークの皮の方の需要がということもあるのですが、バークにつきましては、そのバークとしての用途が元々ございましたので、それらの用途から逸脱して、さらに、それを発電にというような状況が、今のところ明らかにある形ではないという状況でございます。

それから、公社の方でどうやって作っていくかということでございますけれども、基本的には機械の導入というような形になるかと思われまますので、既存の公社の施設のところに置きまして、その中で作っていくということを今検討しておるところでございます。

それから、農家さんの一般供給の話なのですが、基本的には能力的に余力がある形のものを導入しようというように考えておまして、農家さんたちが希望するようであれば、その原料のある限り供給していくような形で検討を進めてまいりたいというように考えております。

いずれも、この議会の方でご承認をいただいてからの話になります。よろしくお願

いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

11 ページお願いします。

衛生費の飲料水供給施設管理の部分ですけれども、鷹ノ巣の配管移設工事ということ
ですけれども、こういった内容なのかお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

ただいまは、鷹ノ巣の飲料水供給施設配水管の移設工事ということへのご質問でござ
いますが、これにつきましては、森林管理道路鷹ノ巣・鰻沢線の改築工事が今年度進め
られるわけでございますけれども、それに伴って、あらかじめ配管を移設するものでござ
います。この部分につきましては、国道340号と接道になりますけれども、そこに現在、
給水管、配水管が埋設されておりますが、さらに、ここが盛土となることから、将来、
管理するのが大変になるということで、あらかじめ別な場所に移設するものでございま
す。よろしくをお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

そうしますと、今の配管施設の部分には影響がないということによろしいわけですね。
何年か前ですけれども、晴天のときに鷹ノ巣地区に水量と申しますか、そういった部
分が足りなくて、星野地区の消火栓だったと思っておりますけれども、そういった部分から、
この鷹ノ巣地区の貯水槽に配っている部分があったわけですが、そういった部分
で水量、あるいはまた、配水管、貯水槽等の施設には支障がないものなのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

施設の影響はということなのですが、先般、今回お願いしている移設する場所の先で
ございますけれども、漏水修理等を行ってございました。ただいま、全体の水量等のこと
で質問ありましたけれども、水量につきましては、枯渇するというようなことはございま

せんで、その先の配管からの漏水が主で、少し補充しなければならないというような場合もあったと認識はしておりますので、その漏水がないということで、今度は、そういった心配はなくなるものと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

それでは、もう1カ所お聞きしますが、11 ページの農林水産業費のサブセンターの施設管理費ですけれども、地区センターの修繕費ということですが、どこの地区なのか、どういった内容の修繕なのか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（榎木幸夫君）

お答えいたします。

土谷川の生活改善センターが、雪で軒下の部分の屋根が折れたところが2カ所あるために、そちらの方の屋根修繕を行いたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

最初に、7 ページお願いします。地方交付税でございますが、今回の補正では209,000,000 円の補正額というようになっております。普通交付税ですので、年4回交付されるであろうと思っております。あと、この後は11月でしょうか。全国的には、地方交付税は若干減るような感じがいたしておりますが、現時点で、この普通交付税、前年度と対比して、どのような動向になってくるのか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思えます。

それから、次に、9 ページでございますが、ホームページのリニューアル業務2,650,000 円ほどの補正を予定しているようですが、どのような形でのリニューアルを考えているのか、その業務内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

それから、3点目には、同じ9ページの基金管理費、今回の補正で150,000,000 円ほどの積立金、公共施設等整備基金に積み立てをする補正の内容でございますが、この150,000,000 円を積み立ていたしますと、全体の基金が2,644,000,000 円くらいになるでしょうか。こういったような積み立て、今回はこのような形なのですが、今年度中にこの基金から取り崩す予定の見込み等はどのような形で出てくるのか、その見通しについて、この3点についてお伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

まず、普通交付税の関係でございます。普通交付税につきましては、今年度交付決定したところでございまして、交付額が3,069,894,000円ということでございます。前年度と比較しますと82,775,000円、2.8パーセントの増ということでございます。

参考までに、その要因なのですが、何点かあるわけですが、特に大きかったところが、算定項目として、人口減少等特別対策事業という項目が27年度に新設しまして、これは、人口の増減率とか、平成14年、16年の3カ年と、それから24年、26年の3カ年で、それぞれの増減率の平均を出しまして、その差に対して、人口増減率が激しい方に厚く手当する、結局、人口が減っているところに手当すると、そういったような項目が27年度に創設されまして、ここの部分が一番の増の大きな要因でございます。

それから、ホームページの関係でございますが、今回、当初の予定はデザインを、ホームページの現在デザインがあるわけですが、うちの町のホームページを全面的にリニューアルしたいということで、アクセス件数なんかも少し停滞といいますか、何年か前よりは減ってきているようなこともございまして、そういったPRの情報発信の関係からも全面的にリニューアルしたいということで、それが当初の予定でございます。

ちなみに、今回の補正につきましては、ここの分について不正アクセスに対するセキュリティ対策の強化というのが今回の補正でございます。年金流出事故等いろいろある中で、国等の指導等を踏まえて、ホームページをリニューアルするというのが2,650,000円の予定でございます。

それから、基金の関係ですが、基金の今年の取り崩しは9,000,000円を予定してございます。元利償還金の償還費に充てるという目的でございます。よろしく願います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今、基金の取り崩しの答えであります、私の方から付け加えさせていただきます。現段階での取り崩しの分につきまして、今、担当課長の方から申し上げたとおりであります、今年のことになりますと、これからの部分なわけではありますが、病院会計の事業といいますか、その中での関係であります。病院の建設に当たりまして、1平米当たり360,000円までが起債対象になる額でございまして、今、実施設計ができあがってまいりますと、どれ程度の実施単価になるかによるわけではありますが、現段階でも40平米、400,000は超えるという形になっておりますので、その差額は今回の予

算措置をしながら進めていく際に、どれ程度になるかという部分も検討しながら、現段階でいくらになるという形には申し上げることはできませんが、そういう整理をした上で、その起債対象額以外の部分、超える部分を直接、この基金から取り崩しながら対応していかなければならない部分もあるということもご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

地方交付税でございますが、そうしますと、前年度と対比して、普通交付税は前年度よりは多くなるというような理解でよろしいのですか。もう一度、そこを確認いたしたいと思っております。

あと、ホームページについても分かったのですが、非常にアクセス件数が多いのではないかとと思っておりますけども、アクセス件数の動向はどのような形になっているのか。

それで、このようなセキュリティーなども強化しようというようなこともあるでしょうが、ぜひ、内容等についても十分に検討した上でのリニューアルを確立していただきたいというようなことでございます。今のままでいいというようなご意見が多ければいいのですけども、見ている方々からのご意見、役場職員の方々のご意見、そういったようなことも十分参考にしながら、ぜひ、リニューアルの際には活かしていただいて、このような事業を進めていただければと思っておりますが、それから、さらに、このホームページのリニューアルは、いつごろ完成をする予定なのか、併せて、お伺いをいたしたいと思っております。

それから、基金の取り崩しがあるのでしょうかということでの質問で、ただいま副町長の方からは、葛巻病院等の建設費、起債対象額との関わりでどのようになるかというようなことで、そういったしますと、病院の建設については、基金からの取り崩しは想定をしているというような認識でよろしいでしょうか。

それで、この起債の対象額、基金の取崩額、こういったようなバランスがあると思えますけども、こういったような確定をするのはいつくらいになって、議会の方に提案予定になってくるのか、その見通しについてもお伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

まず、交付税の関係ですけども、26年度より80,000,000円ほど増えるということで、よろしゅうございます。

それから、アクセス件数の関係ですけども、今、手元にある資料で申し上げますと、例えば、26年度、25年度は86,000台でございます。24年度が160,000台ということで半減したような、その前の部分は今手元に資料がないのであれですけども、25年度、

26年度になって、少し減っているという状況でございます。

それから、完成につきましては今年度末を予定してございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

起債の公共施設の基金に係る取り崩しの関係でございますが、これにつきましては、今、病院の建設に当たっての実施設設計がまとまった際に、それに基づきまして、建設に当たっての予算措置を議会の方をお願いするという段取りを今考えているところでありますが、これが10月の後半になるのではないかと予定はしているところでありますが、若干の移動があるかもしれませんが、そういう時期に一旦建設に係る事業費を精査いたしまして、その基金の充当につきましては、起債の該当する部分以外の部分等々を含めながら、起債以外の起債対象にならない部分等も含めながら、総合的に検討した上で、その際に示しながら、ご審議をいただくという考え方でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほどの3件の部分については、概ね了解いたしました。

では、次に、10ページでございますが、冒頭に、備品購入費で緊急通報装置535,000円ほど計上になっておりますが、決算資料を見ますと、現在130台くらい緊急通報装置の整備をされているようですが、これも前に質疑とか質問でお伺いしたことがあるわけですが、現在の光ファイバーを利用したICTの情報通信技術を利用しての高齢者の見守り、安否などの体制づくりを進めたいというようなこともあるようですが、そちらの方の光ファイバー網を利用した、こういったような高齢者の安否確認等々については、どのような進展ぶりを見せているのかお伺いをいたしたいなど、このように思います。

それから、14ページですが、住宅管理費で施設修繕料等2,000,000円ほど計上になっておりますが、これの修繕料の内容、どこの住宅なのか、どのような修繕料に、この費用を向けているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

また、保健体育の関係ですが、国体の会場地になっております葛巻の総合運動公園野球場ですが、過日の落雷でスコアボードが機能不能というように伺っております。そういったような改修も、来年に国体が迫ってきておりますが、どのような対応を考えておられるのか、この3点についてお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

それでは、第1点目のご質問に対しまして、健康福祉課長からご答弁させていただきます。

柴田委員さんお話いただきました光ファイバー等を活用した、こういったシステムの導入というふうなお尋ねでございます。現在、残念ながら具体的な、こういったものということまでは至っていない状況ではございますが、現状の、今回も補正でお願いしている、この装置導入から、かなりの年数が経過しておりますし、技術等もどんどん進歩している状況、光ファイバー網が全世帯に通じているという状況がかなり変わってきております。光ファイバー、あるいは携帯電話等を活用した、こういった見守りの体制、現在、そういった部分を、それぞれ検証しながら、こういったシステムが最も当町にふさわしいのか、そういったところを、現在、検討しながら、今後、具体的に取り組みを進めていきたいと、そういった状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

町営住宅の維持経費について、施設修繕料の内容についてということでございます。これにつきましては、当初の予算でも同額程度の予算化をしていただいておりますが、当初は堀の内住宅の物置の屋根の塗装とか、あと、田の沢住宅の物置の土台等の取り替えなどということの計画でございましたが、今年度、4月から現在までの間におきまして、明け渡しをした住宅が3戸ございまして、どの住宅におきましても、入居前に管理者が行うべき修繕を行って、新たに公募してということで進めておるわけでございますが、そちらの方に先行して修繕を行いましたので、本来、当初から予定しておりました堀の内住宅の物置の屋根とか塗装等につきまして、また、その分としまして補正をお願いするものでございますので、よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（楢木幸夫君）

保健体育費の野球場のスコアボードの件に関しまして、お答えいたします。

先般、水戸旗の争奪の大会がございまして、国体のプレ大会と位置付けておりましたが、10日ほど前に落雷がありまして、スコアボードの基盤が壊れてしまいまして、大会当日は手作業でスコアを表示したような格好になっておりました。

今回、見積もりをとりまして、対応していきたいと考えておりましたけども、まだ見積もりがはっきり出ておりません。22年ほど経過しておりますので、金額がどのようなものになるのか、はっきり、まだ出てきておりませんので、そちらの方を見ながら検

討を進めてまいりたいと考えておりました。来年度の大会までに、しっかり直して対応していきたいと考えております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

緊急通報装置の関係ですが、前に質疑とか質問でお伺いした際から、だいたい、これも期間が長く経っておりまして、当時のお答えでは、すぐできるような感じの答弁をいただいた記憶がありますけども、まだ検討中、検討中というような形で数年経過しておりますが、この辺のところはどうでしょうか。

確か、岩手県立大の副学長さんが中心になって、こちらの方も今検討をやってますよと、当時の検討をやってますよと、まだ、この検討中というのが非常に長過ぎるような感じいたしますが、高齢者が使いやすいような、こういったような見守りの機器であればよろしいのだなというように思っておりますが、この辺についても早急な、どのような装置が一番確実なものか、高齢者に合ったようなものを備え付けるべきではないかと思うのですが、もう一度、この辺の見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

住宅修繕については分かりました。

あと、野球場の方についても、来年すぐ国体を控えているわけでございますし、さらに1年前の野球場の会場の視察等についても、今、全国の全軟連の方での視察も来ますので、そういったようなときに、そういったような方針がしっかりとなっていなければどうなのかなというように思っておりますので、そういったような体制づくり、もう大分、落雷から期間が経っているわけですので、この辺の見通しについても、もう少し、教育長はどのようにお考えになっているのか。そして、この使えない部分については改修が必要ではないかと思っておりますので、もう一度、教育長からお答えをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

それでは、第1点目の緊急通報システムにつきまして、健康福祉課長から答弁をさせていただきます。

委員ご指摘のように、以前、岩手大学の先生との会議などでも検討していただいた経緯があるようでありまして。そうした中でも、では、このシステムを将来的に導入しましょうというところまでは、その時点ではいっていなかったようでございます。現在検討しているものは、光ファイバーもさることながら、携帯電話を使った形が使いやすいかなど、そういったところを今検討している状況でございます。いずれにいたしま

しても、高齢者の皆さんが使いやすく、なおかつ経費的にもあまりかからないようなシステムでというような、いろいろなことを考えながら検討している段階でございます。冒頭でもお話させていただきましたとおり、システムも導入後かなりの年数が経過しているというようなことでございますので、今後、あまり時間をかけずに新たなシステムの導入について検討を進めてまいりたいというように考えております。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今の柴田委員のご質問でございますが、落雷という大変突発的な事故ということもございましたけども、いずれ、来年に迫っております国体の受け入れに万全を期すといったことから、補正等での対応を目指して年度内に、そういった部分を早急に改善できるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

緊急通報装置の関係なのですが、ただいま、課長からは携帯電話のお話が出ておりましたけれども、例えば、葛巻で高齢者の方々が、この携帯電話をどの程度持っているか認識しておられるでしょうか。その辺のところも十分検討した上でやっていただかなければ、もちろん若い方々と違って、高齢者の方々は所持者数は少ないと思いますよ。どのくらい持っているのか。そして、例えば、システムとしてやったような場合には、どれくらいの効力があるのか、その辺はどうなのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

携帯電話ということで、今お話しさせていただいたわけでございますが、いろいろなシステムがあるようでございます。例えばということで、今お話をさせていただいたものでございまして、経費等もいろいろ総合的に判断しながら、そのシステム、固定的に設置する光ファイバー網等を活用した方式がいいものか、そういったものも、よその実際の運用事例等々を調査しながら、町のシステムとして、こういった形がいいものか、現在、関係者で検討を進めている段階でございます。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いずれ、早めに、こういったような検討中が何年も続かないような形での措置をお願いしたいと思っております。高齢者の持っている携帯電話とか、やはり、そういったようなことも含めたような形での対応が必要だと、ここで、ただ喋りっぱなしというような形ではうまくない。責任を持った発言をしてもらわなければならないということでの、そういったような事業を進めていただければと、このように思っております。

それから、野球場の電光掲示板でございますが、これは早急に、先ほど教育長から答弁をいただいておりますけども、早急に万全を期すような形での整備を、私からも求めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。私は終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第41号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

6ページをお願いいたしたいと思っております。繰越金ですが、今回の補正81,367,000円、通常の年よりはだいぶ多い金額になっております。多いことに越したことはないのですが、この繰越金が多かった理由は何だったのか。

それから、この繰越金81,000,000円なにかの繰越金なわけですが、この財源を振り分けしてみますと、例えば、予備費の方に約32,000,000円、財調に20,000,000円、それから、国庫の返還の方に29,000,000円ほど、この財源がおそらく使われているであろうと想定いたしておりますが、こういったような中で、予備費についても、今回32,000,000円ほど積み立てになっておりまして、これは、ある意味では、国保の財政調整基金に代わるものとしての、多い32,000,000円の積み立てのような感じもしますが、いずれ、こういったような中身の予算編成ではないかと、私なりに判断しておりますが、例えば、26年度末の財調は293,000円の残額というようなことで、ゼロに等しいというような形になって、今回20,000,000円ほど積み立てになっているわけですが、それで、この財調と予備費を合わせた金額で、今年度、国保会計が乗り切れるものかどうか。それからまた、さらに、今後の見通しによっては、一般会計からの繰り入れが必要になってくるのかどうか、その見通しはどのような形なのか、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず、繰越金が81,000,000円となっておりまして、去年は47,000,000円、その前が45,000,000円ということで、以前との比較では倍近いような繰越金となっております。その要因ということもございます。その中で、今回、歳出の方では、先ほどご質問にもございましたが、国への精算による返還金が22,000,000円ほど、それから、基金の方へ5,900,000円ほど、返還分が精算として入っておりますので、それらを除くと53,000,000円ほどの繰り越しというようなことになっているものがございます。

そういった中で、今回、基金の積み立ての方に20,000,000円、予備費に30,000,000円という財源の振り分けになってございますが、繰越金が増えた部分につきましては、いろいろな要因が重なり合っている部分もございますが、昨年度最後の3月の補正で給付金の、それまでの動向から、前年度をかなり上回るのではないかとというようなことで、一般給付費、保険給付費で78,000,000円ほどの増額補正をさせていただいております。特に1月、2月、3月で前年度を上回る、その前が、そういうような形になっておりましたので、その見通しの中で、国の方にも、そういった申請をし、歳出の方も補正をさせていただきました。結果的には2月、3月が前年度をかなり下回るというような医療費の動向になっておりまして、その関係で、見通しより大分医療費が伸びなかったと、1年で比較しても、決算で出てまいりますが、前年度7億弱でしたが、それを500,000円くらい下回る26年度の実績となっております。そういう最後のところでの伸びが弱まったということが一番大きな要因かなと思っております。そういった関係もあって、国の方にも26,000,000円返還をするというのは、そういった部分で、前年度が15,000,000円ほどの返還でしたので、返還する方の金額も増えてはおりますが、全体

としては、医療費が最後のところで伸びが弱まったというのが大きな要因であったろうかというように思っているところでございます。

そういった中で、基金に20,000,000円、予備費に30,000,000円ということでございますが、基金の方については、これまで予算措置まではいったケースもありましたが、290,000円になった以降は、現実には積み立てができない状態が5年くらい続いております。そういった中で、何としても今年度は、この20,000,000円は最低でも基金に積み上げたいということで措置したものでございますし、予備費の30,000,000円についても、今後の医療費の動向で、最終的に医療費に充てなくてもいいというような状況になりますれば、併せて、基金に積むような部分についても、最終の補正のあたりでの判断になるかと思っておりますが、そういうことも想定をしているものでございます。見通しといたしますか、希望としては、この範囲内で医療費が、最悪、増えても、収まればいいなどは考えてございますが、このレベルを超えてくると、やはり、また、一般会計からのというようなこともお願いしなければならないかなというようにも、現時点では考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第42号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

8ページお願いいたします。今回、一般管理費で備品購入費として自動車購入費900,000円計上しておりますが、当初予算には2,300,000円、これは管理用のトラック

が計上になっておりましたが、これが同じものなのか、今回の補正は、新車の購入なのかどうか、その辺の確認ができませんでしたので、お知らせをいただきたいと思っております。

それから、給水費の単独事業の非常用発電機の改修工事でございますが、この改修工事の内容については、どのような改修工事なのか、もう少し具体的な中身をお知らせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

自動車購入費につきましては、当初に予定しておりましたものを1台、トラックですけども、購入するというものでございます。現有のトラックにつきましては、平成11年5月に購入したものでございまして、既に350,000キロほど走行しておりまして、運転席等にも穴があいているというような状況でございます。

それで、このトラックは給水車としても使うわけでございまして、その場合、水槽を装備するわけでございますが、水槽を装備する観点から、荷台が低く、作業がしやすい、それと、積載時に安定性が良いものということで、後輪がダブルタイヤのものを当初選定しておったわけなのですが、このトラックは施設の通常管理にも使われておりまして、施設までの道路は未舗装なものですから、轍等があったりして、ダブルタイヤでは設置面が、力が伝わりにくいということで、なかなか走行が思うようにいかないということで、見直しまして、シングルタイヤのものにしようとするものでございまして、その差額が今回補正でお願いするものでございます。

2点目の非常用発電機の改修工事でございますが、水道事業所内の非常用発電、自家発電機が今年7月に故障いたしまして、老朽化が著しくて、修繕がなかなか困難という修繕業者さんの回答を得ました。本施設は、平成7年度の事業で18,000,000円ほどで整備したものでございます。既に20年経過しておりまして、使用料といえますか、時間が634時間の稼働で現在止まっておるわけでございますが、この発電機は、停電のとき以外にも、象鼻山の中腹にございます配水池の方に、主要電源と併せて、揚水ポンプの稼働のために使っております。ほかの馬淵川簡水だとか、そちらの方の水が足りなくなったというときに、こちらの葛巻簡水の方から送水するというような作業を行っておるものでございまして、現在はリースの発電機を使わせておりますので、その借上げ料も併せて今回補正させていただくものでございますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、非常用発電の改修工事については分かりました。

自動車の購入費ですが、そうしますと、当初予算で予算措置したものと合わせて3,200,000円の予算で購入したいというような理解でよろしいのですか。これは、今回補正しておりますから、まだ買ってないとは思いますが、その辺のところはどうなのでしょう。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

トラックにつきましては、今時議会で承認されれば、購入の手続きをとるわけですが、3,200,000円の予算で1台を購入させてもらうものでございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。今回、議決されれば3,200,000円になるわけですが、例えば、当初予算で2,300,000円ほどの予算措置をして、もう6カ月過ぎているわけです。それで、本当にこの新車を買わなければならない事情であれば、もっと早いような措置が私は必要ではないかと、しかも、給水車等に使いますよというようなお話でございましたけれども、そうしますと、やはり、せっかくの当初予算での2,300,000円は生きてこないというような、私は考え方をするのです。こういったような部分については、必要があつての当初予算の予算措置で、足りなかったら、もっと早い時期での、こういったような予算措置をすべきではないかと、私はそのように考えますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

確かに、おっしゃるとおりだと思いますが、あと、たまたま現有車に車検が、まだ残っておりますので、今時議会にお願いするものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、こういったようなことも、仕事を促進させるためには、早め早めの対応が必要ではないかと思いますが、もう一度、副町長からお答えをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

当初、先ほど申し上げましたような事情の中で検討しながら、ダブルタイヤの部分で購入しようとしたところだったわけですが、そういう事情の中で、さらに、今回のような様々な事情等を十分調査といえますか、現状を踏まえながらの当初の部分になっていなかったのが、今回のような事情になったものでございます。今後、かかることのないように、当初の段階での十分な、そういう検討を重ねた上での予算措置ということにしていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（休憩時刻 10時56分）

（再開時刻 11時10分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第5、議案第43号、個人情報保護条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

4ページでございます。第5条の2、特定個人情報の収集等の制限の条文でございます。条文の2行目のお終いからのところです。適法かつ公正な手段により収集しなければならないという、ここの部分の適法の解釈のところでございます。条文の適用の優先順位を考えれば、この適法というのは番号法を指していると解釈してよろしいでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

マイナンバー法に一番に優先される番号法のことでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

マイナンバー制度が、いよいよ本格的にくるようでございますが、既に、この番号制度を導入している外国の例なのですが、韓国とかアメリカでは、不正アクセスによって番号の流出や盗用による被害が多発しているというような情報があるわけですが、そういったような中で、当町の場合、こういったようなマイナンバー制度を導入、この体制づくりは確実なものかどうか。それから、このマイナンバー制では、メリットだけが先行して、いろいろなチラシ等が入っているわけですが、たぶんデメリットもその裏にはあるのではないかと考えておりますが、このマイナンバーを導入する際のデメリットはどのようなものを持っているのか、まず最初にお尋ねをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

セキュリティの関係ですけれども、今時会議の方に、補正の方にも何件かお願いしてございますけれども、国の方でも年金流出事例等を踏まえまして、新たなマニュアルといいますか、通達なんかも出されて、ガイドラインも改正したものを出示しております、それに基づいて補正等をお願いしまして、整備しているところでございます。

そういった中で、常に、これは不正アクセス、狙うもの、それから防止するもの、そのいたちごっこの感がございますけれども、現時点で、町として取り得る最大限の措置をする予定でございます。

それから、デメリットの関係ですけども、やはり、何といたしまして、デメリットと
いいますか、一番心配なのは情報漏洩の部分でございます。これは、もう、この対策を
やったから、このシステムをつくるのだからいいということではなくて、常に定期的に
チェックする、あるいは専門機関からチェックしてもらう、そういった継続的な取組
みの中で強化していかなければならないというように思っております。以上でございま
す。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そのデメリットの部分については細心の注意を払いながら、年金問題等は、もう既に
発生しているわけですので、ああいったような形には絶対ならないような工夫を、ぜひ
やっていただいて、このマイナンバーに取り組んでいただければと、このように思っ
ているわけでございます。

それで、このマイナンバー制度で、個人ができる対策というようなものも考えられる
のかどうか、そういったような点は、どのように町民の方々に周知されているのか、何
点かあるのではないかと思うのですが、そういったような個人ができる対策というよう
なことでは、どのような対策を考えているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

今、この条例上の話で申しますと、例えば、自分の情報に関しては開示請求とか、そ
れから、例えば、間違いがある場合は請求とか削除とか、そういったようなことをでき
るような条例、あるいは基の番号法の法律でございます。ただ、それは、あくまでも最
終的にといたしますか、そういった事実を確認すればの話でありまして、なかなか一般的
に、そういったような手続きをとるといっても一般的ではないかとは思っております。
そういった中では、大いに利用してもらってといたしますか、そういうような中身を時々
チェックしてもらおうとか、それから、やはり一番は不用意に、例えば、番号の提示なん
かも条例、法律で、このケースにしか番号の提示は求めませんとなっておりますので、
そういったものを遵守するような、そういったことが大事かと思えます。そういったよ
うな部分については、当然、広報等で、防護策として周知、お知らせしていかなければ
ならないと思っております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今のとおり、そういったようなところを、住民の方々にきめ細かい対応をしていただくような対策が必要かと思っておりますので、その周知を決定していただき、安全度の高いマイナンバー制度を確立していただきたいというようなことでございます。

それから、このマイナンバー制度の使用、現在では、一般的に我々が分かっている点では、社会保証の分野に使えます、あるいは、税申告に使えますとか、災害対策での利用、大きく分けると、この三つの利用というようなことが考えられているようなのですが、ただ、これだけでは当然にマイナンバー制度のメリットは生じてこないと思っておりますので、今後、この使用、このマイナンバー制度で拡大されていくであろうというように予想される分野は、どのような部分を想定されているのか、現時点では決まっていないとは思いますが、どのような分野で活用されれば、さらに、こういったようなものが便利になってくるのか、その点をお伺いしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

利用者、住民の利便性の部分では、例えば戸籍関係など、今ですと、転出入などの証明、税証明等、その住所地の市町村に赴いて行かないと取れないわけですが、それが、例えば、働いている場所の市町村で取れるとか、そういったところが一番大きくなっていくかと思っております。

それから、直接のことではないのですが、個人通知番号、個人認証、例えば身分証明になる部分がございますので、そういった部分ではいろいろな用途があるかと思っております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ここではとやかく言えない、法律の部分もあるでしょうけれども、例えば金融、医療、そういったような分野にまでやっていきますと、今度はプライバシーの問題等、非常に大きなものも課題となってくるといったようなことも心配があるような感じがいたしますが、その金融、医療、そういったような部分で、例えば貯金額や病歴など、自分のすべてが分かってしまうというような分野については、どのような見解を町としてはお持ちでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

住民票に、住民にマイナンバーが振られるということもございますので、当課の所管の部分もございますので、お答えさせていただきますが、先般、国の方で法律が成立いたしましたして、これから、金融機関の預金についてマイナンバーを付番をしていくというのが決まっておりますし、予防接種の履歴についてマイナンバーで管理をしていく、そのことによって、転居したり移動しても、いつ予防接種をしたかというのが分かるようになるのか、そういう新たな活用の部分が、今回、追加されておりますが、そういった予防接種の記録ですとか、預金の記録というのは、そのデータそのものは金融機関にあり、予防接種であれば町になるでしょうか、ということになりますので、番号につながる基のデータは、それぞれ今まで管理している機関がそのまま管理することになります。カードの中にはICチップがありますが、ICチップの中には、そういうデータは一切書き込まれませんので、あくまでICチップの中は番号、それから、性別、住所、生年月日、そういった四つの項目しか記録されませんので、仮にそれを紛失してとか、番号だけ知られて、そういうような形の中で、すぐに、そういった、いろいろなデータが漏れるということにはつながりませんので、そこは従来と同じに、それぞれ分散して、それぞれの実施機関が、それぞれのデータを管理し、マイナンバーでそれを、例えば年金事務所が所得情報を市町村から得るとかというような使い方がされるわけですが、そういったことであって、基のデータは、所得データであれば市町村にあるということになりますし、そういうように年金事務所にデータを提供しましたというのは、29年1月から、それぞれがホームページといいますか、そういうところにアクセスをして、自分のデータが、いつ、だれに提供されたかということも確認できるようになりますので、そういった仕組みづくりは行われておりますが、そういった部分の仕組みも理解していただくという周知も必要であろうかと思っておりますし、いろいろな対策は講じていても、やはり100パーセント完璧というシステムは、なかなかないわけですので、そういったことが起きないように、常々、取り扱う職員の研修も含めて、継続的に対策を講じていく必要があるのではないかというように思っております。

また、将来の利用の拡大ということで、市町村の関係では、印鑑登録証の代わりにというようなことが、例示されている事務としてございますし、あるいは、図書館の利用カードですか、そういったもの等は、事例としても上げられておりますので、そういった方向について、ある程度、安定してきて、カードも普及してきたというような段階では、そういったもの等に向けて準備を進めていくという方向にあるのではないかとこのように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありません

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号、個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第44号、手数料条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、第1条には、通知カードの再交付が載っておりますが、この通知カード、10月から発送するというような業務があるようなのですが、例えば、この通知カードが届けられないというような方も、中にはいるのではないかと思います。医療機関とか、施設等の長期入院、入所者等への対応はどのような考え方で対応していかれるのか、この点について、まず、お伺いをいたしたいと思っております。

それからまた、第2条の方では、個人番号カードの部分が、これは再交付の場合は800円というようなことになっておりますが、現在の住基のカードと似たような役割を果たすというように考えておりますけれども、現在、町内での住基カードはどれくらい発行されているのか、お知らせをいただきたいと思っております。まず、その点について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

住民票の登録地に住んでいない、あるいは不在にしているという方々には、登録地に送られますので、届かないということが発生するわけですが、その関係の対応については、8月の中旬に国の方から対応策が出まして、8月24日から、そういった方々、住所地以外への送付について受付を対応しますというようなことになりまして、そのチラシ等もできております。

そういった中で、DVの関係で住所を隠している方、あるいは病院に入院をされている方、それから、特養などは住所も移しておりますので、そこはよろしいのですが、それ以外の入所施設で、住所はそのままにして入所する施設、町内にもあるわけですが、そういった施設につきましては、町内の対象となる事業所さんを通じて、その

チラシを配布するというような対応、国もPRをしてございますし、新聞等でも、そういった部分も報道されておりますが、町内のそういう方々については直接連絡をする、あるいは施設に対して入所者の対応をお願いするというようなことでお願いをしております、若干ではあります、そういう届出も受付をしているところでございます。

それから、住民基本台帳カードの関係でございますが、26年度で273枚が有効なものとして発行されているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この100パーセントの通知カードが届く保証はないものとは思っておりますけれども、できる限り、住民登録をやっている方々にはお届けしなければならない通知カードではないかと思っておりますので、創意工夫を凝らしながら、ぜひ、こういったようなものには万全を期するような形での通知カードになればと、そのように思っております。

それから、現在の住基カード、26年度末で273件というような話でございますが、そうしますと、大体この個人番号カードについても300件内外の想定になるかというように考えられるわけですが、これより多くなれば、それなりの利用度が高くなると思っておりますが、そういうような意味で質問をさせていただいておりますが、大体300件程度、これくらいになるかと予想されるわけでございますが、どのような形での予測をされているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また、この条例の中には、最初は、個人カードも通知カードも再交付は無料なようでございますが、再交付の場合には、それぞれ手数料がかかってくる条例内容になっているわけです。それで、この個人番号のカードは非常に大切な個人番号カードになってくるわけでございますが、再交付する際の手続きは簡単にできるのかどうか、どのような内容ですればいいのか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。

個人番号カードの発行想定枚数ということでございますが、実際にいくらという想定をしているところではございませんが、住基カードの場合には、元々制度上も有料で発行するという制度でございまして、一部機関に限って無料という部分もあったかと思っておりますが、基本的には有料で発行するものということでございました。

今回の番号カードについては、基本的に無料で全国民に配るということでございますし、その機能も住基カードに比べますと、現在決まっているもの、それから、今後、想定される利活用の範囲等を考えますと、全く大きなものを想定しているカードでもござ

います。そういった中では、住基カードよりは大分発行されるのではないかという感じもしますし、町としても、今後いろいろ利用を考えていく場合には、なるべく多くの方から持っていただくことが利便性にもつながってまいりますし、身分証明書等としての使用、あるいは、勤めている方ですと必ずその番号を提示するという事務がかなり出てまいりますので、そういったもの等も考えますと、現在の住基カードよりは相当の枚数の発行になっていくのではないかというように思っています。

それから、再発行の関係でございますが、マイナンバーカードにつきましては、ICチップが入っているもので、その中には個人認証という仕組みが既に最初から入っております。それは、申告とかインターネットを通じて利用する場合に必要なものとなります。そういったもの等も入ってございますので、紛失した場合には悪用されることもないとは限りません。そういった中で、10月以降、国ではコールセンターというものを立ち上げまして、1年365日24時間受付をするということですが、紛失した場合には、そこに連絡をすると、使用停止の措置がとられるということになっております。あとは、市町村の窓口の方で再発行する場合には、紛失届のようなものを出していただいて、そこで再発行の申請をしていただいて、時間は1週間、2週間はかかると思いますが、再発行するというような、大体、住基カードと同じような流れになるのではないかというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまの件については大体分かりました。

これから具体的な業務に入って行くわけですが、窓口の職員対応は確保されているのか。こういったようなことについては、万全を期さなければならぬわけですが、そのような職員対応の確保はどのような形で体制づくりをしているのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

お答えをいたします。

10月から、簡易書留で世帯ごとに順次郵送されるということになりますが、基本的には、それを受けて、マイナンバーカードの発行を希望しない方は、それを保存しておいて使っていただくということになりますし、カードの発行を希望する方は、その中の申請書に、日付と、名前と、ハンコを押して、写真を同封して返信用封筒で直接、情報システムセンターの方に郵送するということになりますので、それだけの場合には、その通知を受けて、役場に来るといった部分は特にございません。

来年の1月以降にカードが交付されますが、交付されたあとには、役場で受け取るということで、一度は役場に来ていただくということになります。その際には、写真と、ご本人が同一かというようなことを判断した上で、見比べて判断をさせていただいて、本人だということが確認できればカードを交付するということになっております。

また、写真と本人の同一性が、見た感じで確認できないというような事態になった場合には、これも8月の末に国の方で方針が決まっておりますが、顔認証システムということで、本人の顔と写真をパソコン上で認証確認をして、機械でOKが出れば交付するし、出なかった場合には、もう一度写真を変えて、申請し直してもらおうということになったようでございますので、そのためのソフトウェア、あるいはカメラとか、スキャナー等が必要になるということもございますので、そういったものについても、今後、これから通知を待ってからということになりますが、措置をしながら対応という部分がありますが、10月に通知されるので、それで、すぐ、いっぱい窓口の方ということにはならないかなとは思っております。

最初の課題は、先ほどいただいたように、届かなかった人の分、手渡しできない分は全部返送で戻ってきますので、それは、こちらの方にまいりますので、こちらの方で、それから住所を確認してお届けするという対応をしばらくすることになるかと思いますが、件数的にはそんなにはならないかとは思っておりますが、まずは、そういった対応を進めてまいりたいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号、手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようにご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第8、同意第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようにご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でございました。

(閉会時刻 11時42分)